

1 障害者差別相談の事例検討について

(1) 市町村の障害者差別相談の役割

① 障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第 14 条

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

② 福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例

(個別相談)

第 13 条の 2

市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるものとする。

(市町村における相談体制の整備)

第 15 条

市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる体制整備に努めるものとする。

(2) 久留米市の相談体制

① 相談窓口

- ・ 障害者福祉を所管する障害者福祉課内に相談窓口を設置。
- ・ 関係部局（庁内）と情報の共有、連携しての解決を図る。
- ・ 相手方への事実確認や関係機関（県、民間事業所等）への繋ぎなどを行う。

② 庁内組織：障害者差別解消推進会議（各部次長級職員で構成）

- ・ 全庁的な対応が必要な重大な事案について対応を協議。

③ 庁外組織：障害者差別解消支援地域協議会（当事者や各分野の団体推薦者で構成）

(3) 市の相談対応件数の状況

平成28年4月の障害者差別解消法施行以降、令和2年度末までに障害者福祉課では障害者差別の相談に関して、35件の相談を受け付けている。

(単位：件)

差別内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
不当な差別的取扱い	0	1	7	5	3	16
合理的配慮の不提供	0	6	7	1	3	17
その他	0	0	2	0	0	2
合計	0	7	16	6	6	35

障害区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
身体		2	8	5	4	19
知的		2	1	0	0	3
精神		2	5	1	1	9
難病		1	0	0	0	1
その他		0	2	0	1	3
合計	0	7	16	6	6	35

分野	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
福祉		1	0	0	1	2
医療		0	1	0	0	1
労働		1	0	0	0	1
教育		3	4	1	1	9
スポーツ・娯楽		0	1	0	0	1
建築		1	0	0	0	1
交通		0	3	3	1	7
不動産		0	1	0	1	2
買い物・日常生活等		0	2	1	0	3
行政機関		1	4	1	2	8
その他		0	0	0	0	0
合計	0	7	16	6	6	35

(4) 市障害者差別相談事例（平成28年度～令和2年度）

No.	受付日時	件名	相談の概要	関係機関	対応内容	差別内容	障害区分	分野	備考
1	H29. 4	精神障害者の在宅生活継続にむけた地域住民の不安解消	自宅退院後の在宅生活継続に向けた地域住民の不安解消における対応。	地域住民、民生委員、精神科病院	・通院中の病院PSWや地域の理解者と面談を行い、さらにご近所への挨拶に同行。 ・通院中の病院PSWとともに、地区の民生委員に対し顔合せと情報共有を実施。また、近隣住民の方には不安解消のため訪問を実施。	合理的配慮不提供	精神	福祉	南部基幹
2	H29. 5	適応障害のある子をもつ父親からの情報提供	父親からの相談。子供が小学生の頃、適応障害と診断された。原因は小学校の先生からの言葉の暴力や適切な関わりがなかったことだと思っている。もっと学校に研修等や障害や合理的配慮への理解を深めて欲しい。数年前のことである為、情報提供に留めてもらいたい。	市学校教育課	・父親自身で、市学校教育課、教育センター、文科省や法務局など様々な機関に問い合わせや意見を述べている。 ・情報提供であったため傾聴を行い、障害者福祉課内の職員と当該情報を共有。	不当な差別的取扱	知的	教育	北部基幹
3	H29. 10. 13	公園内公衆便所が車いすに対応していない	公園の公衆便所が、福岡県福祉のまちづくり条例に適合していない。	県障がい福祉課 市建築指導課 市公園土木管理事務所	・関係機関で協議を行い、市公園土木管理事務所で改修方針を検討。 ・該当の公園は、主に公園周辺の方がレクリエーションなどで利用する街区公園であり、地元の意向を確認した上で、更新時期に合わせて改善を検討する方針。	合理的配慮不提供	身体	建築	
4	H29. 10. 30	幼稚園の通園日数を制限されている	職員の障害に対するスキル・知識が不足しているため、幼稚園を利用できる日数が少なく、他の園児との交流も無い。もう少し通園できる日数を増やしてほしい。	市子ども施設事業課 市保健所	・関係者と当事者の両親にて協議を行い、現状の共通認識を図り、統一した対応を行うことを確認。 ・関係者が幼稚園へ訪問し事実確認し、当事者両親と幼稚園とで話し合いが行われた。その後、障害特性から障害児通所支援事業所に通所になった。	合理的配慮不提供	知的	教育	
5	H29. 11. 13	勤務先での駐車場を近い場所にしてほしい	難病のため体力がないので、継続して勤務できるように近くの駐車場を準備してほしい。	相談者勤務先の事業所	・相談者の勤務先事業所の担当者へ相談内容を伝え、法の趣旨に沿ったの対応について当事者間で話し合ってもらうように依頼。	合理的配慮不提供	難病	労働	
6	H30. 1. 5	てんかんのある中学生が修学旅行へ行けるようにしてほしい	京都や原爆記念館等へ修学旅行に行く際、てんかんのある中学生は、刺激が強いため、ひきつけを起こす可能性があると言われていた。参加させたいのであれば母親が自費でついてくるようにと言われた。	市学校教育課	・市学校教育課を通して事実確認をしたところ、親の同行は条件ではなく、親の意向で同行したものであり、障害当事者及びその親も学校へ謝意を示していることが判明。	合理的配慮不提供	精神	教育	
7	H30. 1. 22	市政選挙の公報でも点字版や音声版を配布してほしい	市政選挙で選挙公報が各世帯へ配布されているが、点字版や音声版がないため、視覚障害者は誰を選ぶか判断できない。市政選挙も国政選挙と同じように、視覚障害者への配慮をしてほしい。	市選挙管理委員会	・市選挙管理委員会へ相談内容を伝え、改善を検討してもらうように依頼。 ・H31. 4月市議会選挙より、希望者には選挙公報の点字版・音声版の配布を実施。	合理的配慮不提供	身体	行政機関	
8	H30. 5. 21	路線バスで車イス乗降介助の対応を適切にしてほしい	車イスで路線バスを利用しようとすると、運転手が気持ちよく乗降の介助をしてくれず、不快な思いをしており、人権侵害だと思う。	交通事業者	・交通事業者へ相談内容を伝え、改善を検討してもらうように依頼。 ・本人より当該運転手の対応は改善されたとの連絡。	合理的配慮不提供	身体	交通	
9	H30. 5. 31	高校生が障害者へ中傷的な発言をした	高校生6～7人が障害者を見て、様々な中傷的発言を行った。これにより、障害当事者は非常にづらい思いをした。	市人権同和教育課 高校生が通う学校	・市人権同和教育課と対応を協議し、高校生が通う学校への改善依頼を検討したが、被害者本人の意向により保留。	その他	精神	教育	

(4) 市障害者差別相談事例（平成28年度～令和2年度）

No.	受付日時	件名	相談の概要	関係機関	対応内容	差別内容	障害区分	分野	備考
10	H30. 6. 8	精神障害のある中学生が修学旅行へ行くのに、親の同行を条件とするのはおかしい	精神障害のある中学生を、教師が世話できないという理由で修学旅行へ連れて行かないようにした。その後、親がついてくるという条件で旅行を許可したのは問題である。	市学校教育課	・No6と同じ	不当な差別的取扱	精神	教育	
11	H30. 7. 27	精神科医院の受付職員の対応が悪い	自立支援医療（精神通院）で利用している医院の受付職員が、患者の状態を踏まえずに早口で質問するため、パニック障害の症状が出そうで困っている。	相談者通院中の精神科医院	・当該精神科医院へ相談内容を伝え、窓口での対応を改善してもらうように依頼。	合理的配慮不提供	精神	医療	
12	H30. 8. 8	県立高校における車イスの受け入れ体制はどうなっているのか	10年程前に、車イスでのトイレ介助が必要な人が県立高校への入学を断られたことがあるが、現在は車イスを利用する中学生から高校入学の希望があった場合、どのような対応をしているのか。	県教育庁高校教育課 市学校教育課	・県高校教育課へ相談内容を尋ねたところ、事前に協議を行い、必要な配慮を準備することになっており、車イスであることを理由に入学を断ることはないとの回答を得たため、同内容を相談者へ返答。	合理的配慮不提供	身体	教育	
13	H30. 8. 13	市内ホテルのバリアフリー情報がどこにもない	来年、久留米市で車椅子レクダンス全国大会があるが、ホテルのバリアフリー情報がどこにもない。	市障害者福祉課 市観光・国際課 市観光コンベンション協会	・公共施設のバリアフリー情報は市または県ホームページに掲載しているが、ホテルなど民間施設については、個別に民間施設へ確認を行ってもらうように依頼。 ・関係機関には情報共有のため当該情報を提供。	その他	身体	スポーツ・娯楽	
14	H30. 10	幼稚園園児の募集要項における差別的表現	市内にある私立幼稚園の募集要項に、「集団で教育を受けることに支障をきたすようなお子様が散見される。お子様一人に対して専任の教諭を配置しなければ教育活動が成り立たないと判断される場合は入園を検討させていただく。」などの障害者を差別する表現が記載されている。	県私学振興課	・県私学振興課に連絡し、募集要項の変更を当該幼稚園に指導できないか相談。 ・その後、当該幼稚園の募集要項から差別的表現が削除されていることを確認。	不当な差別的取扱	その他	教育	
15	H30. 10	市営住宅の管理人の対応	市営住宅の管理人が、障害者の行動を監視し、喫煙等について怒られる。他の住民には注意をしないのに、障害者に対してだけ強く注意をする。	住宅政策課	・市営住宅を所管する住宅政策課へ連絡し不当な差別的取扱いなのか等の確認を依頼。 ・住宅政策課にて管理者と相談者に対し事実確認を行い、相談者が喫煙禁止場所での喫煙を行っていたための注意ということが判明。さらに、住宅政策課より管理者に対し、今後障害を理解した上での注意を行うように依頼。	不当な差別的取扱	知的	不動産	
16	H30. 10	歩行者専用道路内のコンクリートボール	市立中学校北側の歩行者専用道路内にコンクリートのボールが設置されており、視覚障害者が通行する際に躓いて危ない。プラスチックのボールに変えてくれないか。	道路整備課	・道路整備課と協議。 ・コンクリートのボールを撤去し、必要な箇所にはプラスチックのボールを設置。	合理的配慮不提供	身体	交通	
17	H30. 11. 21	市主催の講習会における外部講師の差別的発言	市主催の企業担当者・人事労務担当者向け講習会において、外部講師が私見として、採用に際して障害者のみに条件を加えるような趣旨の発言をした。	保健所保健予防課	・保健所が講師を訪問し、差別に該当する旨説明。講演会資料を回収し、該当部分を削除した資料を配布。 ・さらに障害者差別解消推進会議に当該事案を報告。健康福祉部、子ども未来部全職員向け人権研修において、不当な差別的取扱いについて研修を実施。	不当な差別的取扱	その他	行政機関	

(4) 市障害者差別相談事例（平成28年度～令和2年度）

No.	受付日時	件名	相談の概要	関係機関	対応内容	差別内容	障害区分	分野	備考
18	H31.1.21	路線バスで車イス乗降介助の対応を適切にしてほしい	車イスで路線バスを利用しようとすると、運転手が気持ちよく乗降の介助をしてくれず、不快な思いをしており、人権侵害だと思う。	交通事業者	・前回相談を受けて交通事業者と協議した結果、そのときの運転手の対応は改善した。改めて交通事業者へ相談内容を伝え、改善を検討してもらうように依頼。 ・交通事業者より従業員研修や丁寧な顧客対応を実施する旨の回答。	合理的配慮不提供	身体	交通	
19	H31.2.5	コンビニでの差別的発言	コンビニで、自分にだけ「いらっしやいませ」と言わない、小声で店員が自分の悪口を言っているなど、差別的な対応を受けた。	コンビニ事業者	・当該コンビニに連絡。事業者が事実確認を行い、従業員どおしが違うことで話していることを悪口と受け止められた可能性がある旨の回答。 ・今回の事例を踏まえ、事業所としてはこれまでも行っているが、今後も従業員研修に取り組んでいくとの回答。	不当な差別的取扱	精神	買い物・日常生活等	
20	H31.2.25	確定申告での差別的取扱い	くるみホールで確定申告を行った際、昨年は求められなかった年間全ての工賃明細のコピーを取られたり、精神手帳・マイナンバー以外の身分証明書の提出を求められた。	市民税課	・市民税課と協議。工賃明細は従来から全てコピーを取っている。身分証明書は、精神手帳とマイナンバーのみで可であり、職員が誤って説明した。 ・職員対応要領に基づいた丁寧な説明をするように依頼。	不当な差別的取扱	精神	行政機関	
21	H31.3.20	障害基礎年金からの介護保険料天引きに係る源泉徴収票	障害基礎年金からの介護保険料天引きに係る源泉徴収票がないことは障害者差別である。	介護保険課年金機構	・年金天引きの場合、年金機構から支払証明書が交付されるが、非課税年金の場合は公布していない。この対応は、障害基礎年金だけでなく、遺族基礎年金・寡婦年金等も同様の対応であり障害者差別には該当しない旨を説明し、本人は了承。	不当な差別的取扱	身体	行政機関	
22	H31.3.22	車イスで通行できない	小売店へ入店しようとしたとき、電動車イスで通行できないところがあった。店員に入店できるように求めたところ、対応してもらえなかった。	小売店	・小売店店長に電話。状況を連絡し、段差等があれば取り除くよう依頼。入りにくいところはないと思うが店内を確認するという回答。	合理的配慮不提供	身体	買い物・日常生活等	
23	H31.3.22	車イスで通行できない	ある市立小学校の投票所では、電動車イスの車輪がはまって通行できない。	選挙管理委員会事務局	・選挙管理委員会事務局に連絡。障害となる場所があれば取り除く等の対応を依頼。投票管理者と協議して対応策を検討。 ・当事者に事前に連絡を取り、投票に来られる日時に個別に配慮を実施。	合理的配慮不提供	身体	行政機関	
24	R1.5.13	路線バスでの運転手による差別的対応	路線バスを利用する際に、障害者ということで健常者と違い、冷たい対応を受けている。	交通事業者	・利用している交通事業者に連絡。同会社支社長より、障害者差別の研修は行っており、再発防止のため、改めて従業員研修および指導を図る旨の回答。	不当な差別的取扱	身体	交通	
25	R1.6.20	タクシー運転手による差別的対応	視覚障害者がタクシーに乗車し、運転手から道案内を求められ、目が見えないので分からないと答えると、「道が分からない人は乗ってはいけない」と言われた。	交通事業者	・利用したタクシー会社に連絡。タクシー会社本社課長より、各営業所に障害者差別の禁止について再徹底させるための指導を行うとの回答。	不当な差別的取扱	身体	交通	
26	R1.7.19	タクシー運転手による差別的対応	視覚障害者がタクシーに乗車し、運転中に運転手より道順の説明を求められた。	交通事業者	・利用したタクシー会社グループ本部に連絡。各グループ会社に対し、障害者差別に該当する行為の禁止について、再徹底の通知を出すとの回答。	合理的配慮不提供	身体	交通	
27	R1.9.25	警察官による差別的対応	精神障害者の家族間でのトラブル時に警察官が対応した際、障害者差別の言葉を受けた。	行政機関	・久留米警察署に事実確認をしたが、差別的対応の事実を確認できなかった。 ・今回の事例をふまえて、あらためて対応時に障害者差別解消法の趣旨に則り、対応してほしいと依頼。	不当な差別的取扱	精神	行政機関	

(4) 市障害者差別相談事例（平成28年度～令和2年度）

No.	受付日時	件名	相談の概要	関係機関	対応内容	差別内容	障害区分	分野	備考
28	R1.11.20	私立高校による差別的対応	市立中学校3年生の保護者から、私立高校の受験及び入学の可否判定において、高校担当より受験自体を断る可能性がある旨の返答を受けた。	市学校教育課 人権・同和教育課 教育センター 市立中学校 私立高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高校に対する事実確認を行った結果、障害者差別に明確に抵触する事実は確認できなかった。 ・本人、保護者に関して、中学校が私立高校の返答を正しく伝えていなかったことを解消するため、中学校から私立高校の対応と進路指導の経緯を再度説明。 ・高等学校に関して、県私学振興課に対し県内の全私立学校へ「文部省通知」の再通知を依頼。 ・中学校に関して、公立小中学校に対しては障害者差別解消を含む人権研修（市教委、県教委主催）が開催されているが、さらに研修効果を高める取り組みを検討。令和2年度研修を実施した。 	不当な差別的取扱	身体	教育	
29	R2.1.6	公衆浴場管理者からの差別的対応	ストマ装着者が公衆浴場管理者から、今後は利用者が多いときは大浴場を利用せず家族風呂の利用、もしくは大浴場の利用者が少ない平日昼間に利用してほしいと言われた。	公衆浴場管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場管理者に事実確認。管理者が本人に意向確認をせず、他の利用者からのストマ装着者への暴言、他の利用者がストマを見て気分を害することを懸念して発言したという回答。 ・今後は、まず当事者へ意向確認を行うこと、また利用者・従業員へオストメイトの方の公衆浴場入浴への理解を図るため厚生労働省チラシの掲示を依頼。 	不当な差別的取扱	身体	買い物・日常生活等	
30	R2.6.1	出前講座パンフレットにおける音声コードについて	令和2年度出前講座のパンフレットにおいて音声コードが表紙のみにしか付されておらず、各講座メニューの一覧には付されていない。これは合理的配慮の不提供ではないか。	広聴・相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴相談課長に事実確認。経緯として、差別解消法が施行された4年前に担当者が、急遽音声コードを作成しパンフレットに貼付し内容まで確認できていなかった。来年度の出前講座パンフレットはメニュー一覧にも音声コードを貼付する予定。令和3年度分より音声コードの貼付を実施。 ・なお、今回の件を踏まえて、総務部長・健康福祉部長名で、差別解消に係る取り組みの徹底（合理的配慮の提供、情報バリアフリーの推進）を全部局へ周知。 	合理的配慮不提供	その他	行政機関	
31	R2.6.18	市立中学校へのレール型階段昇降機設置について（募金活動について）	身体障害の児童が進学した中学校にレール型階段昇降機がなく、当時障害児の支援者が、中学校へのレール型階段昇降機設置に向け募金活動を行っている。基幹相談支援センターにおいても支援が行えないかという議題が基幹運営会議に出された。	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部へ事実確認 ・市立中入学にあたり、キャタピラー式昇降機設置のほか本人の教室を1階へ移転する案を提案したが、本人が移転について拒否された経緯がある。 ・令和2年度設置済。 	合理的配慮不提供	身体	教育	
32	R2.7.3	賃貸アパート物件探しにおける精神障害者の入居拒否について	精神障害者が、市内で賃貸アパートを探すために不動産会社を訪問し、窓口担当者から「該当物件は管理会社より精神障害者である場合断られます」という障害者差別の言葉を受けた。（市の対応後、当事者の方は市の対応が不服だったため県障がい福祉課に同様の相談を行った。）	不動産会社 県障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産会社に事実確認。会社として精神障害者を拒否する方針はない。ただし管理会社等が拒否することがあり、仲介だけのため管理会社等の意向に沿うしかないの回答。 ・不動産会社に対し法や県条例を説明し、差別的な対応を改めるように依頼。県障がい福祉課差別相談員に帯同し、改めて法の主旨や県条例を説明し、仲介会社であっても管理会社と必要な調整を行わず障害者を拒否してはならない旨の再周知を依頼し、不動産会社より取締役会で情報共有と周知を行うとの回答。 	不当な差別的取扱	精神	不動産	

(4) 市障害者差別相談事例（平成28年度～令和2年度）

No.	受付日時	件名	相談の概要	関係機関	対応内容	差別内容	障害区分	分野	備考
33	R2. 7. 22	A型事業所における合理的配慮の不提供について	左上下肢麻痺の身体障害者に対し、障害を考慮せず短時間での出勤報告や休憩時間での対応を求めている。	A型事業所	・ A型事業所管理者に事実確認。出勤報告や休憩時間の長さについては、本人から苦情が出ていなかったため困っていることが分かっていなかった。今後は配慮するという回答。	合理的配慮不 提供	身体	福祉	
34	R2. 8. 7	警察官の差別的な対応について	身体障害者の車に加害者(健常者)の車がぶつかるという事故の際、警察官から事情聴取を受け、加害者である健常者と被害者である障害者では、聴取の対応が明らかに違う差別的な対応を受けた。(相談者から匿名にしてほしいこと、事情聴取をした警察官に直接注意しないでほしいこと。)	久留米警察署	・ 久留米警察署相談係に連絡し、差別的対応を行わないように周知依頼。 ・ 久留米警察署から人権に対する教育は行っているが、具体的な情報を聞くことが出来ない状況では一斉周知は難しいとの回答。	不当な差別的 取扱	身体	行政機 関	
35	R2. 8. 14	路線バスでの運転手による差別対応	路線バスを利用する際に、肢体不自由の身体障害者に対し「わざとらしく倒れて」と言葉をかけられ、差別的な対応を受けた。	交通事業者	・ 利用したバス事業所支社へ連絡。役付者より今回の件を踏まえ、再発防止のための通知を行うという返答。	不当な差別的 取扱	身体	交通	

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」と

いう。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同

条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

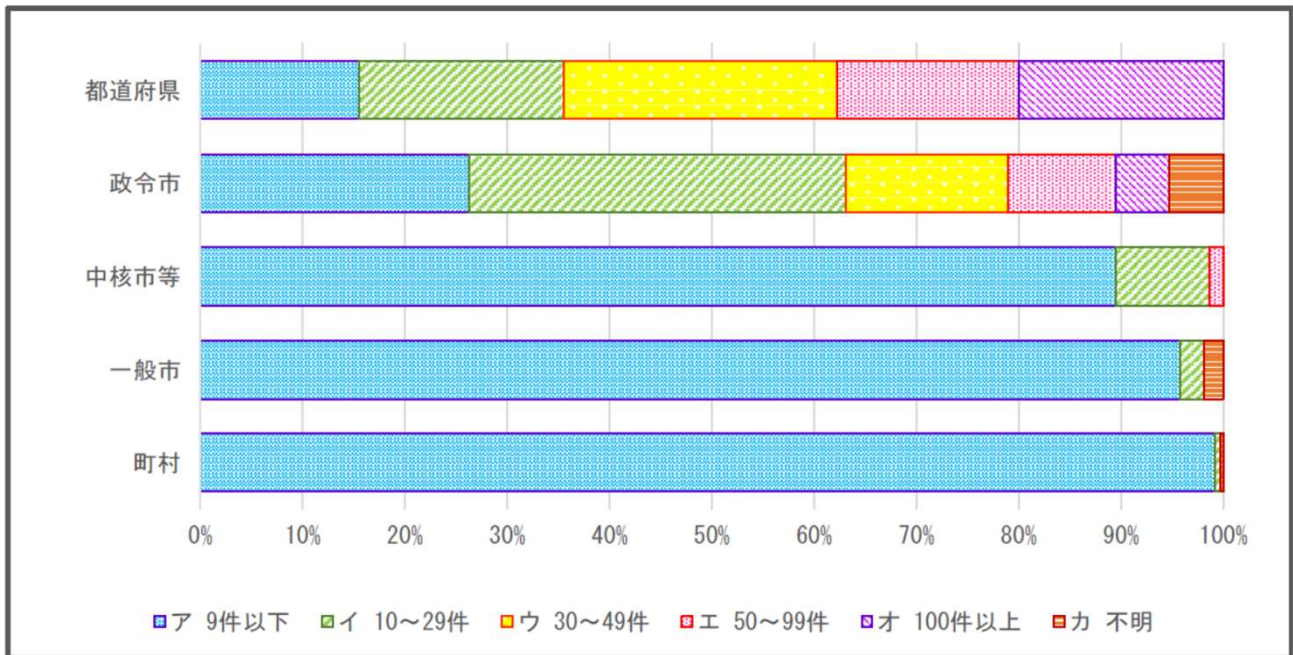
第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2) 相談件数（平成30年度）

図表 27 相談件数（平成30年度）

[下段（）内数値は平成30年度調査結果]

選択肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 9件以下	871 (710)	91% (74%)	7 (10)	16% (22%)	5 (3)	26% (16%)	68 (45)	89% (63%)	410 (350)	96% (82%)	381 (302)	99% (76%)
イ 10～29件	35 (48)	4% (5%)	9 (12)	20% (26%)	7 (9)	37% (47%)	7 (17)	9% (24%)	10 (8)	2% (2%)	2 (2)	1% (1%)
ウ 30～49件	15 (9)	2% (1%)	12 (8)	27% (17%)	3 (0)	16% (0%)	0 (1)	0% (1%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)
エ 50～99件	11 (10)	1% (1%)	8 (6)	18% (13%)	2 (3)	11% (16%)	1 (1)	1% (1%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)
オ 100件以上	10 (10)	1% (1%)	9 (9)	20% (20%)	1 (1)	5% (5%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)
カ 不明	10 (172)	1% (18%)	0 (1)	0% (2%)	1 (3)	5% (16%)	0 (7)	0% (10%)	8 (69)	2% (16%)	1 (92)	0% (23%)
計	952 (959)	100% (100%)	45 (46)	100% (100%)	19 (19)	100% (100%)	76 (71)	100% (100%)	428 (427)	100% (100%)	384 (396)	100% (100%)



※ 「(2) 相談件数のカウントの有無」の設問で、「ア 相談件数をカウントしている」と回答した団体のみ調査。
 ※ カウントの対象となる相談の件数のみを積み上げた値であり、悉皆の相談件数ではなく、また、地方公共団体によりカウントの対象となる相談の範囲は異なる。
 ※ 算出作業中の場合等、年度全体の相談件数が明らかではない場合は、「カ 不明」と整理している。
 (なお、今回については「カ 不明」についての詳細を問う設問を追加している。)